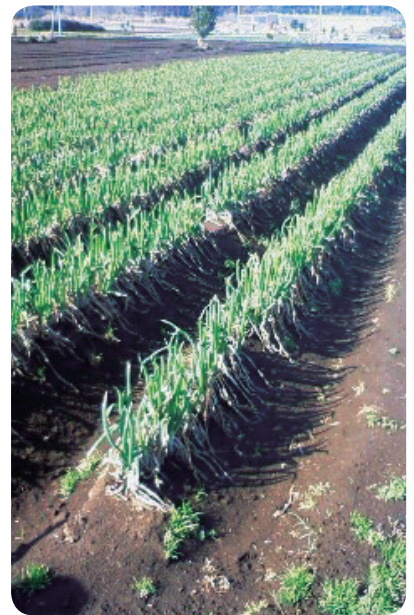


茨城就業支援センター

茨城の豊かな自然の中で、自分の将来を見つけます。



ホウレンソウの収穫



ネギ畑



ナス

◆茨城就業支援センターとは

茨城就業支援センターは、水戸保護観察所ひたちなか駐在官事務所に設置された、農業に従事して自立を目指す人のための宿泊施設です。保護観察官が行うきめ細かな指導や支援を受けながら、農業訓練に励み、農業で自立するための知識や技術を身に付けます。

◆センター施設

センターは鉄骨2階建ての宿泊施設で、定員は12名です。

居室はすべて個室で、共同スペースに、トイレ、浴室、洗濯室、食堂、教室などが備えられています。

自立・更生を目指すための宿泊施設です。

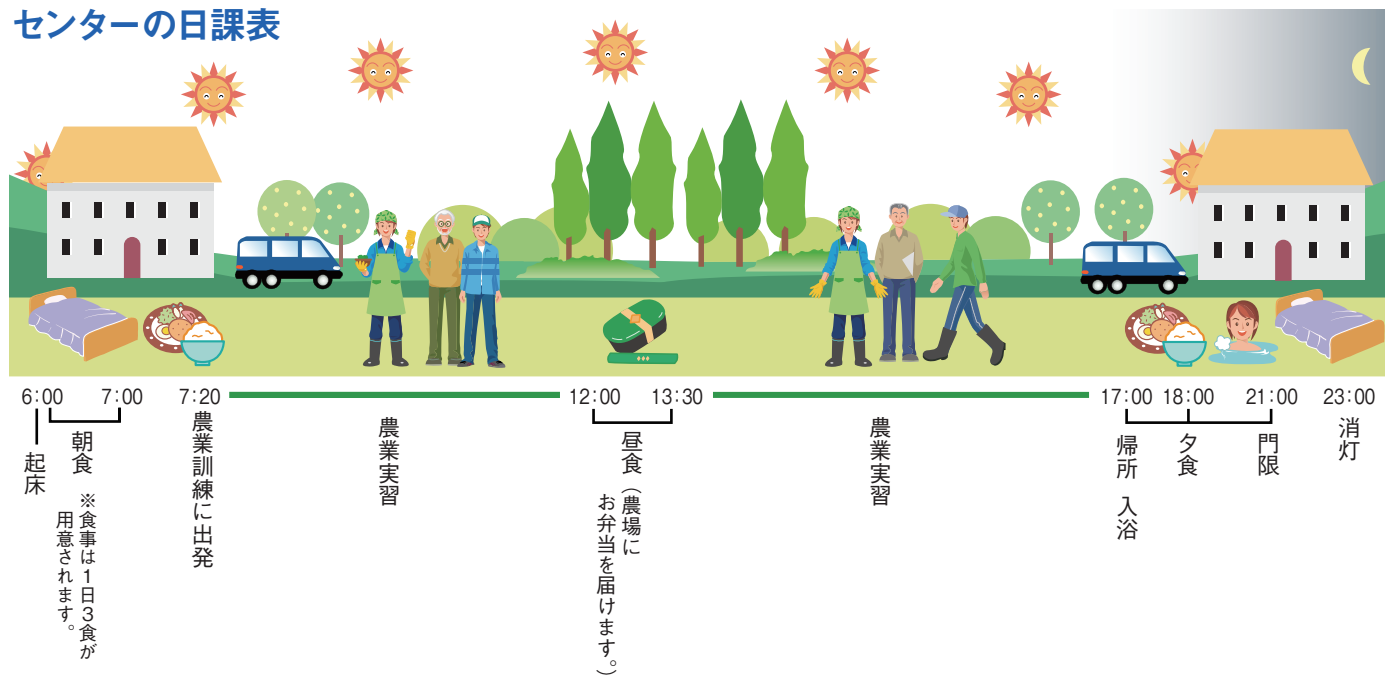


居室（個室）



地域の方々（保護司等）との懇談会

センターの日課表



◆入所者

原則として、仮釈放を許された成人男性のうち、農業訓練を受けて、将来、農業に従事して自立・更生しようとする意欲が高い人から選ばれます。

◆入所期間（訓練期間）

原則として6か月間ですが、保護観察（仮釈放）期間が6か月未満でも入所が認められることがあります。

農業訓練の中で、作る喜びと苦勞を肌で学びます。



開講式の様子

農業訓練風景（ナスの手入れ）

◆センター規則について

センター入所中は、飲酒しないこと、粗暴な行為をしないこと、門限を守ること、無断外泊をしないこと、金品の貸し借りや売買をしないことなど、規則を守って生活しなければなりません。

これらの規則に違反した場合、訓練を打ち切るだけでなく、遵守事項違反として、仮釈放取消などの措置を取ることがあります。

◆農業訓練

訓練は、ナスやネギ、ホウレンソウの栽培など、実際の農家と同じ作業をしながら農作業に必要な基礎体力を養い、就農した際に、農作業のイメージや段取りができるレベルに達することを目的としています。

慣れないうちは疲れる作業かもしれませんが、農業に従事することのやりがいを味わえることは間違いありません。

実地訓練以外には、座学講義やテキストを用いた学習、農家の見学などにより、就農に必要な基礎的知識を身に付けます。



農業専門家の講演会

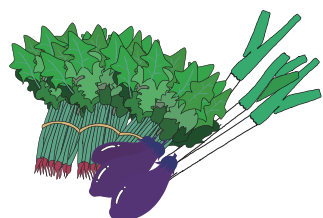


修了式の様子

◆自立に向けて

入所者が、訓練修了までに、退所後の住居と農業関係の進路が見つけれられるよう、センターでは、農業関係の機関や公共職業安定所などと連携し、手厚い就労支援を行います。

退所後は、保護観察期間が満了するまで、引き続き退所先の住居で保護観察を受けることになります。



茨城就業支援センターに関する Q & A

Q どこで農業訓練を行うのですか？

A 農業訓練を行う場所はセンターとは別の場所です。センターとの往復は、センターの車で移動します。

Q 退所後の進路は、どのように決まるのでしょうか？

A 入所後、まずは、農業訓練に励み、センターで実施する就農のための各種支援を受けます。様々な訓練や支援を受けながら、おのずと、どのような農業をしたいか見えてくるはずです。そして、自分自身で方向性を決め、就農のための活動をしていきますが、もちろん、保護観察官が必要に応じて相談に乗ります。

入所者ごとの事情や希望によって、進路はさまざまですが、農業法人に就職したり、家業である農業を継承したり、新しく自分で農業を始める人もいます。



Q センターに入所し、生活するにはいくらかかるのですか？

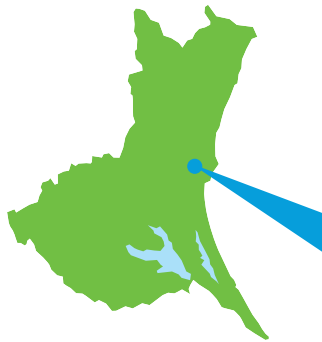
A センターに入所中の宿泊費と食費、そして農業訓練の費用はいずれも不要です。また、生活に最低限必要な歯ブラシなどの物品が支給されます。

Q センター入所中は、収入は得られないのですか？

A 申請が認められた人には一定額（月額10万円程度）の給付金が支給されますが、これは、給料ではありません。訓練中の必要経費などのために支給されるものなので、目的外の使用は慎み、貯蓄するよう指導しています。



地元の更生保護ボランティアから贈られた活け花



水戸保護観察所ひたちなか駐在官事務所
茨城就業支援センター



〒312-0033
茨城県ひたちなか市大字市毛 858-82
TEL 029-354-2601